

# 性的少数者の人権に関する 県の取組について

和歌山県多様な生き方支援課



# 本日の内容

- 1 基礎知識（LGBTQとは）
- 2 現状と課題
- 3 和歌山県の取組

# 性の在り方について

## ●性の在り方の4つの要素

①身体の性（からだの性）	性染色体や性器など、身体的な特徴からわかる生物学的性
②性自認（こころの性）	自分が自分自身に対して思う性
③性的指向（好きになる性）	性愛の対象がどの性に向くか、または向かないか
④性表現（表現する性）	外見や態度、言葉づかいなど表現する性

## ●性はグラデーション

からだの性	女性寄り		男性寄り
こころの性	女性寄り		男性寄り
好きになる性	女性寄り		男性寄り
表現する性	女性寄り		男性寄り

# LGBTQとは

LGBTQとは、以下の頭文字をとった略語で、**性的少数者を表す総称の一つ**として使われています。

「L」 レズビアン（女性同性愛者）

「G」 ゲイ（男性同性愛者）

「B」 バイセクシュアル（両性愛者）

性的指向

「T」 トランスジェンダー（身体の性と性自認が一致しない人）

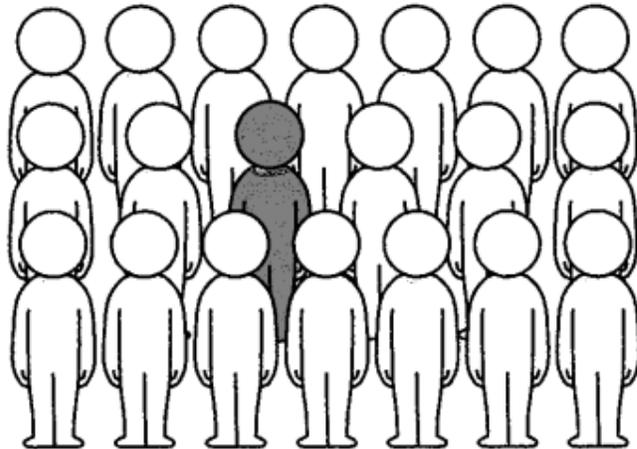
性自認

「Q」 クエスチョニング（性的指向や性自認が明確でない人）

「Q」 クウィア（性的少数者を包括する言葉）

# 性的少数者の割合 約3～10%

仮に、人口の5%とした場合



20人に1人の割合

和歌山県の場合

毎月推計人口（2025年10月1日現在）より

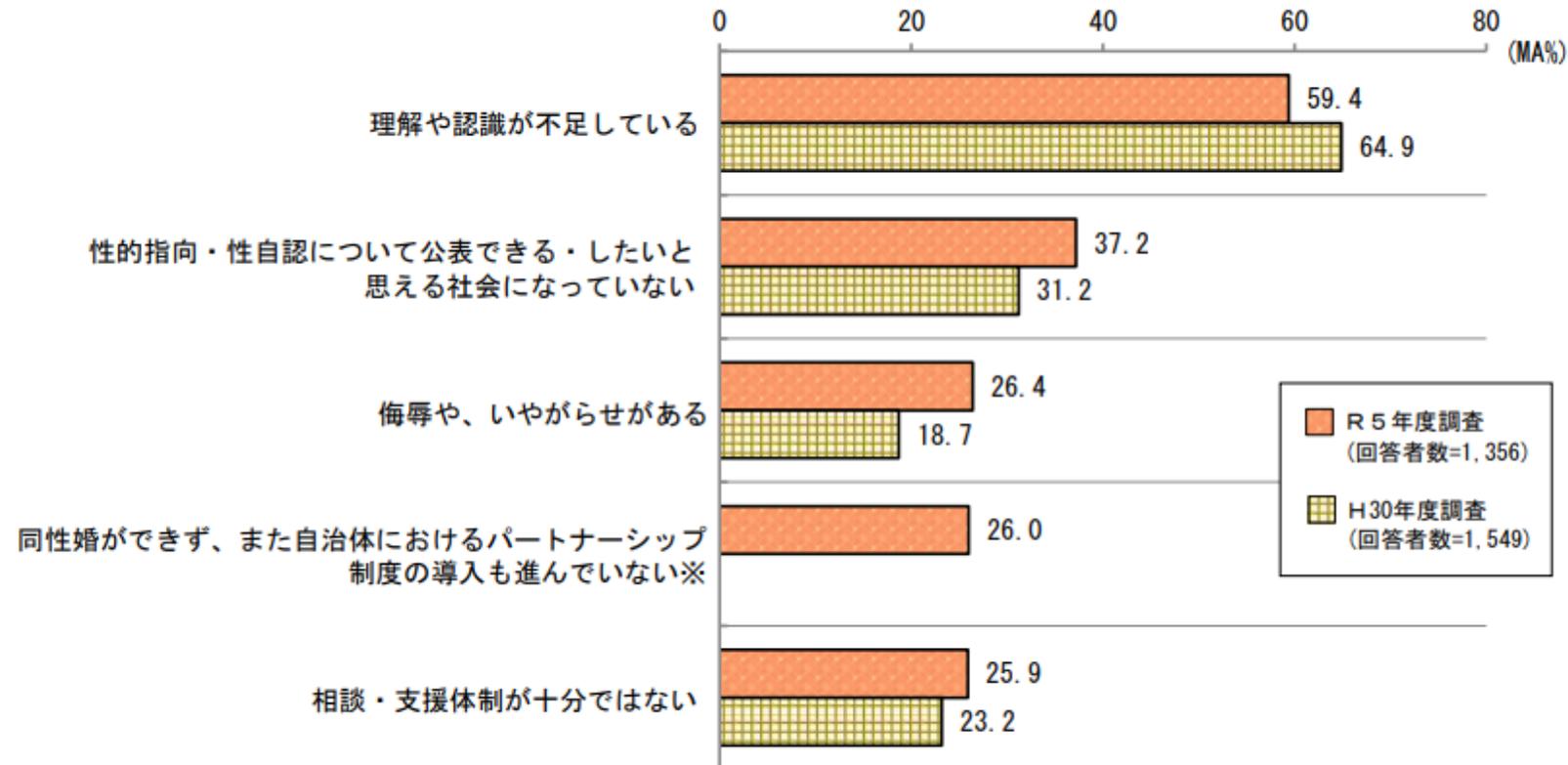
867,928人 × 5% ⇒ **約43,400人**

# 現状と課題

- 近年、「LGBTQ」という言葉が広く認知されるようになり、性的指向や性自認に関する社会的関心が高まっています。
- 令和5年度人権に関する県民意識調査（県人権施策推進課）

問15 性的少数者に関する事柄で、人権上、特にどのようなことが問題だと思えますか（〇はいくつでも）

※上位5項目



※R5年度調査で新たに設けた選択肢

# 性的指向及びジェンダーアイデンティティの多様性に関する国民の理解の増進に関する法律【令和5年6月23日施行】

## 法律の概要

### 1 基本理念

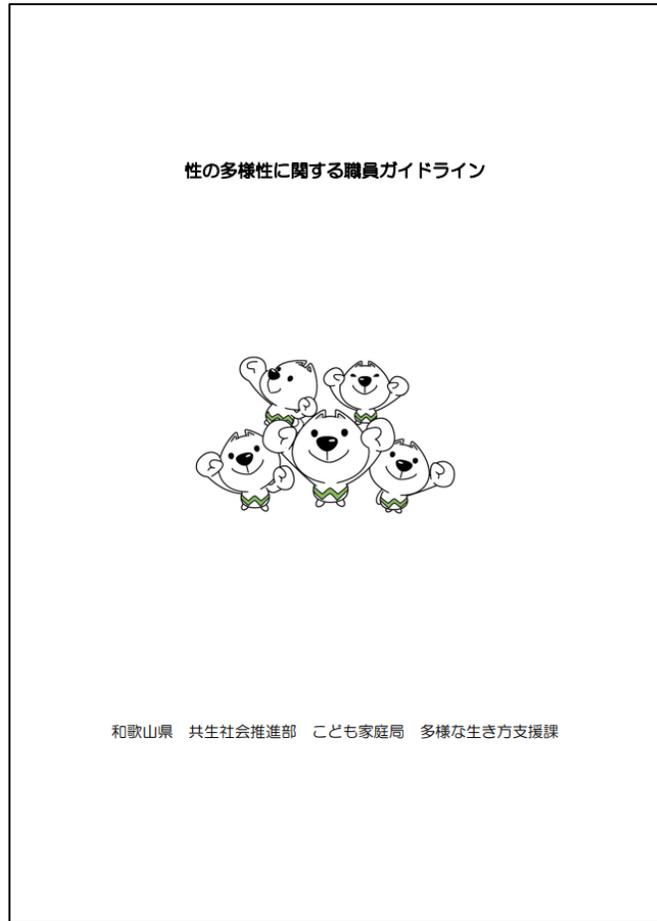
全ての国民が、その性的指向又はジェンダーアイデンティティにかかわらず、等しく基本的人権を享有するかけがえのない個人として尊重されるものである

### 2 主な規定内容

- ・ 国・地方公共団体の役割
- ・ 事業主等の努力
- ・ 国の施策実施状況の公表
- ・ 国の基本計画策定
- ・ 学術研究等の推進
- ・ 知識の着実な普及、相談体制の整備、民間団体等の活動の促進等

(※)ジェンダーアイデンティティ…自己の属する性別についての認識に関するその同一性の有無又は程度に係る意識

# 性の多様性に関する職員ガイドライン



目次	
1. はじめに	1
2. 基礎知識	1
(1) 性のあり方について	1
(2) SOGIE (ソジー) とは	2
(3) LGBTとは	2
(4) 多様な性の理解と尊重	3
(5) 多様な性に関する用語	5
3. 県民への対応	6
(1) 窓口や電話での対応	6
(2) 施設利用における対応	6
(3) 県が実施主体である行政サービス・制度等	7
(4) 申請書等における性別欄	8
(5) 災害時の対応	9
4. 職場内での対応	10
(1) プライバシーの保護	10
(2) ハラスメントの禁止	10
(3) 職員採用時の対応	11
(4) 職場環境の配慮	12
(5) 職員の福利厚生等	13
5. 相談窓口	13
(1) 県民からの相談	13
(2) 職員からの相談	14
6. 和歌山県パートナーシップ宣言制度	15
【参考資料1】 性的少数者に関する事柄で、問題だと思ふこと（県民意識調査）	16
【参考資料2】 多様性を認め合い誰もが活躍できる社会の実現に向けた取組について（通知）	17
【参考資料3】 資料等における性別の特定・比較に関する記載の廃止について（通知）	18
【参考資料・文献】	19

- ・ 〈掲載場所〉

和歌山県多様な生き方支援課ホームページ →



## ●窓口や電話での対応

○受付で自分の名前が大声で呼ばれてしまうと、周囲に性別のことを気づかれてしまうのではないかと不安になる。

対応方法

- ・個人情報保護の観点からも、受付番号等によることが望ましい。
- ・名前を呼ぶ場合は、性別が推測されないよう姓により呼び出しを行う。

○書類に記載された性別と外見の性別が異なるため、本人確認ができないという理由でサービスが受けられない。

対応方法

- ・性別確認に固執することなく、住所、氏名等で確認する。
- ・必要以上に見比べたり、聞き直したり、周囲の人に聞こえる声で確認したりしない。

## ●県が実施主体である行政サービス・制度

### 〈夫婦等が対象のサービス・制度〉

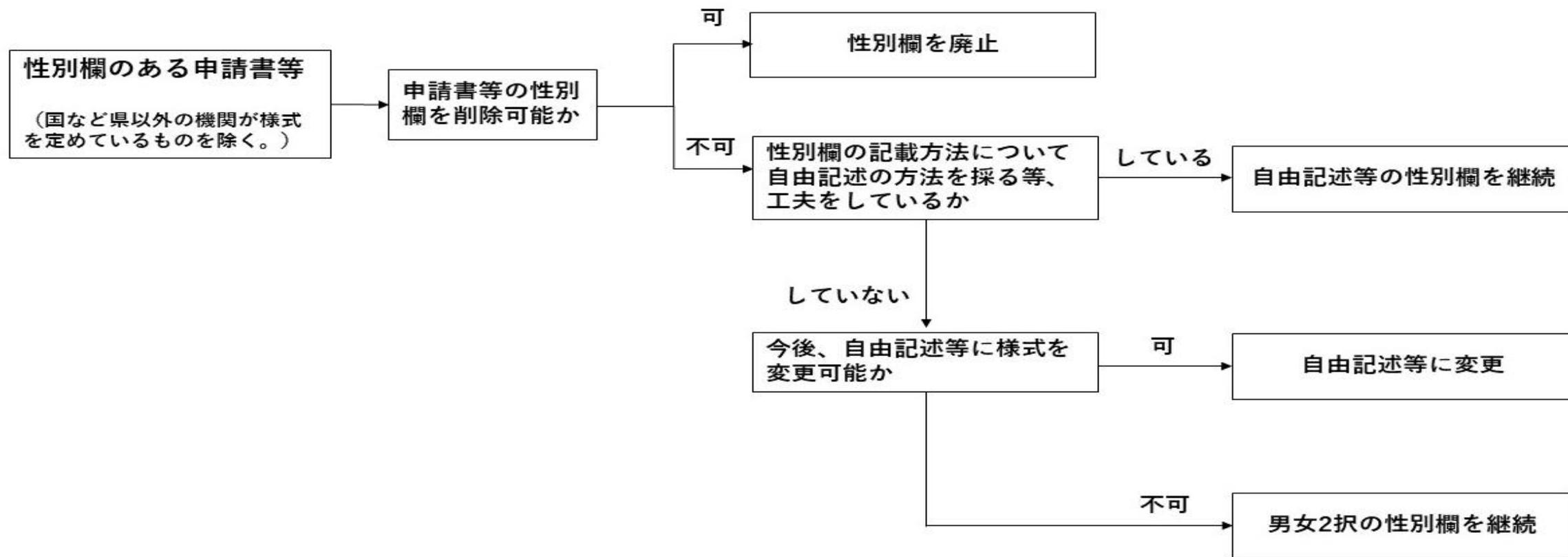
- ・原則、法律婚・事実婚・同性カップル（事実上婚姻と同様の事情にあるもの）を同様に扱うこととしています。

### 〈県が主催する夫婦・家族等を対象としたイベント等〉

- ・パートナーが異性であるとは限らないことを念頭におき、同性カップルの参加を想定する。

# ●申請書等における性別欄

法律等により記載が必要なものを除き、削除しましょう。また、県の施策を実施するうえで統計上必要な場合等やむを得ず性別欄が必要な場合は、男女の2択にせず自由記述とするなど記載方法を工夫しましょう。



## 自由記述とは

男女の2択ではなく「答えたくない」等の選択肢を加え、3択以上にする方法や、性別欄を空欄にしておき、本人の意思で性別を記載する方法。

# プライバシーの保護

## ◆アウトティング（暴露）

本人の了解を得ずに、本人が公にしていない性的指向や性自認をその人に伝えること。  
アウトティングは、重大な人権侵害です。絶対にしないよう十分注意しましょう。

## ◆アウトティング被害の重大性を示した事例

平成27（2015）年4月、ある大学の男子学生Aさんが、同じクラスの男子学生Bさんに好意を抱いていることを伝え、その後、BさんはAさんの同意を得ないまま、Aさんが同性愛者であることを、複数の同級生が参加するLINEグループで暴露しました。その後、Aさんは心身のバランスを崩して心療内科を受診するようになり、大学にも相談していましたが、同年8月、大学構内の建物から転落し亡くなりました。なお、BさんとAさんの遺族の間では既に和解が成立しています。

※ 転落死した大学生の両親が、適切な対応を取らなかったとして大学側に損害賠償を求めた裁判では、原告の請求は棄却されたものの、裁判長は、アウトティングを「人格権ないしプライバシー権などを著しく侵害する許されない行為」と述べています。

（令和2（2020）年11月東京高裁）

# ハラスメントの禁止

## ●SOGIE※ハラスメント

**性的指向や性自認に関連した差別的な言動や嘲笑、いじめや暴力などの精神的・肉体的な嫌がらせ**

※性的指向(Sexual Orientation)、性自認(Gender Identity)と性表現(Gender Expression)の頭文字をとった略称。性に関して特定の人のみが持つ要素ではなく、すべての人が持つものです。

### 【差別的言動の具体例】

・ホモ、レズ、おかま、おなべ、オネエ、あっち系、ノーマル、アブノーマル

※「ホモ」「レズ」という言葉については、男性同性愛者を「ゲイ」と表し、女性同性愛者を「レズビアン」と表すことが一般的です。

・「あいつゲイなんじゃないか」「なんかオネエっぽい」「あの人、あっち系なんじゃないの」などと噂したり、笑いのネタにしたりする。

### 【不適切な言動の具体例】

・恋愛や結婚が男女間のものであることを前提として「どんな（異性の）芸能人が好きなの」「早く彼氏・彼女をつくれれば」「なんで結婚しないのか」などの発言をする。

# LGBTQ研修の実施

和歌山県主催

令和6年度

参加費 無料  
(先着130名様)

## 事業者向け LGBTQ研修

誰もが暮らしやすい和歌山県の実現に向けて

日時 10/9 水 13:30～15:30

場所 和歌山県自治会館 2階大会議室  
(和歌山市茶屋ノ丁2-1)

講師 仲岡 しゅんさん

対象 和歌山県内企業経営者の方、人事担当の方等

申込方法 電子申請サービスからお申込みください。

◇手話通訳・要約筆記は事前予約制  
◇定員を超えるお申込みがあった場合や、来場できない場合は、動画視聴による受講を御案内します。

講師紹介



大阪弁護士会に所属する弁護士。大阪の西天満で「うるわ総合法律事務所」を開設し、幅広い法律分野に対応する。とりわけ離婚やセクハラなどの問題や、LGBTQなどをはじめ、ジェンダー、セクシュアリティに関する相談も多い。

お申し込み・お問い合わせ

和歌山県 多様な生き方支援課  
073-441-2510

スマホから→ 

パソコンから→ <https://logoform.jp/f/26C6U>

申込締切 9月25日 (水)

E-MAIL: e1105001@pref.wakayama.lg.jp

和歌山県主催

参加費 無料

## R7年度事業者向けLGBTQ研修

職場における制度について  
考えてみませんか

第一部 講演会

### 職場の“当たり前”をアップデートする ～誰もが自分らしく働ける職場づくり～

講師 特定非営利活動法人カラフルブランケッツ  
井上ひとみさん



特定非営利活動法人カラフルブランケッツ理事長。高校3年生の時に自身がレズビアンであるとはっきりと自覚。2018年大阪市パートナーシップ宣誓証明制度の第1号利用者。同性婚について知ってもらうための巡回展「私たちだって“いいふうふ”になりたい展」を開催。

第二部 LGBTQ先進企業の取組

講師 POLAふじと台駅前店 グランドオーナー  
中尾香那さん



株式会社ポーラ様より、社内でのジェンダー平等に関する取組について、ご紹介いただきます。

会場 和歌山県自治会館  
(和歌山市茶屋ノ丁2-1)

時間 13:30～15:30

10/28 火

定員 130名

申込締切 10/14 (火)

- 対象者：県内企業経営者の方、人事担当の方等
- 定員を超える申し込みがあった場合や、来場できない場合は、動画視聴による受講をご案内します。
- 手話通訳・要約筆記は事前予約制

お申し込み・お問い合わせ

和歌山県多様な生き方支援課  
073-441-2510

電子申請はこちら 

電話によるお申し込みも受け付けております。



# 高校生向け「LGBT出前講座」の開催

## 多様な性を知ろう

### 南部高 LGBT当事者が講座

みなべ町の南部高校で27日、多様な性について理解を深める県のLGBT(性的少数者)出前講座があった。学校での開催は初めて。性的少数者支援のための活動をしているNPO法人「チーム紀伊水道」の倉嶋麻理奈理事長(65)が「性の多様性を大切にする社会をつくる」と呼びかけた。

県は若い世代への啓発が重要だとして、高校生を対象にした出前講座を始めた。本年度は南部をはじめ、8校で実施する。この日は倉嶋さんが2年生の教室で講義し、オンラインで全教室に配信。全14学級266人が受講した。

倉嶋さんは肉体上の性別と自分の意識する性別が一致しない性同一性障害の当事者として自身の経験を交えながら、さまざまな性的指向、性自認、身体的の性の存在があると解説し、

「性に関わることはみんなが当事者」と話した。「性的少数者は居て当たり前で、身近な人が当事者かもしれない。男女のみという意識を見つめ直し、正しい知識を身に付けてほしい」と強調。「言葉は時に凶器になる。知らない間に性的指向に関する差別をしないように」と注意した。

どうすれば性の多様性を大切にする社会にできるかを問いかけ「性的指向に関わりなく恋バナができる学校だ」といい。性自認を尊重した生き方が受け入れられる学校や社会であってほしい」と呼びかけた。

2年生の津呂悠人さんは「こんなに多様な性のタイプがあるのだと知った。身近に性的少数者がいれば尊重したい。多様性を大切にする社会にするため、学校でこつとした授業が広がればいいと思う」と話した。



セクシュアリティの多様性を考える4要素  
身体的性別:生物学的性別

LGBTについて講義する当事者で支援団体代表の倉嶋麻理奈さん(27日、みなべ町の南部高校で)

令和6年5月29日(水)  
紀伊民報9面より

# 専門相談（LGBTQ）の実施

和歌山県シエンター平等推進センター「りいぶる」

**LGBTQ相談**

家族や友人から  
打ち明けられて  
どうしたらいいか  
わからない方

自分の  
性のあり方に  
不安な方

誰かに話がしたい、  
悩みを聞いて  
もらいたい方

学校や職場  
のことで悩んで  
おられる方

QWRCの相談員が  
対応します。

特定非営利活動法人QWRC(クオーク)  
LGBTなどの多様な性を生きる人たちのリソース  
センター。多様性を認め合う社会の実現を目指し  
て講演活動や相談業務を行っています。

- 原則、毎月第1土曜日  
14:00～18:00
- 電話相談または面接相談
- 要予約、相談時間は1人40分

お問合わせ・相談受付専用ダイヤル

**☎073-435-5246**

■無料相談 ■秘密厳守

**受付時間**  
火～土／9:00～20:00 日／9:00～16:30  
月曜日・祝日・年末年始(12/29～1/3)は休み

# 和歌山県パートナーシップ宣誓制度



## 和歌山県パートナーシップ宣誓制度 2024年2月1日 スタート

### 和歌山県パートナーシップ宣誓制度とは

一方又は双方が性的少数者であるお二人が、互いを人生のパートナーとし、日常生活において相互に協力し合うことを約束するパートナーシップ宣誓を行い、和歌山県が宣誓したことを証明する「パートナーシップ宣誓書受領証」(以下「受領証」という)を交付する制度です。

法律行為である婚姻とは異なり、法律上の効果を生じさせるものではありませんが、この制度の導入により、多様な性や性的少数者の方々に対する理解を広めていくとともに、生活上の困りごとの軽減など、暮らしやすい環境づくりにつなげていきます。

### 和歌山県が交付するパートナーシップ宣誓書受領証

<p><b>和歌山県</b> 第 〇〇 号 <b>パートナーシップ宣誓書受領証</b></p> <p>和歌山県パートナーシップ宣誓制度実施要綱に基づき、 パートナーシップの宣誓をされたことを証します。</p> <p>〇〇 年 〇〇 月 〇〇 日 和歌山県知事 印</p>	<p>この受領証は、互いを人生のパートナーとして、日常生活において継続的に協力し合う意思があることを和歌山県が証明するものです。この受領証は有効期限がございません。上記の誓いを果たさず行うより罰則はありません。</p> <p>※ 個人情報は本人の同意なく公表しません。</p> <p>【問い合わせ】和歌山県 福祉部 生活福祉課 079-441-2510 (受付時間)</p> <p>【領受場所】(この欄の記載は任意です。) 福祉部や生活福祉課で受け取る場合、パートナーへ譲渡してください。 (住所を記載)</p>
---	--

(表面) (裏面)

# 対象者の要件

## 宣誓できる方

以下の項目をすべて満たす必要があります。

- 成年に達している方
- 一方又は双方が性的少数者である方
- どちらかお一人は県内に住所を有する方  
(3か月以内に転入予定の方を含む)
- お二人が結婚していないこと、また他の方とパートナーシップ関係にないこと
- お二人が民法により結婚できない関係にないこと  
(パートナーシップ関係に基づく養子縁組を除く)

# 利用可能サービス

サービスの一覧については、県ホームページに掲載。随時更新。

## ○県サービス

県営住宅への入居、県立病院における面会・病状説明等、  
心身障害者扶養共済制度、DV被害者相談 等

## ○市町村サービス

公営住宅の入居、公立病院における面会・病状説明等、  
保育所等の入所申込・送迎 等

## ○民間サービス

医療機関における面会・病状説明等、生命保険(受取人に指定)、  
損害保険(配偶者の定義にパートナーを含める)、携帯電話の家族割適用

※受領証の提示がなくても利用可能なサービスもあるが、受領証を提示することでよりスムーズにサービスを受けることができる。

# 御清聴ありがとうございました



6色のフラッグは、性の多様性を表し、  
性的少数者支援の意思表示に使われています。

